

上尾市発注工事における主任技術者等に関する基準

令和5年4月1日

1 目的

この基準は、上尾市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める主任技術者、監理技術者（特例監理技術者）及び現場代理人に関し必要な事項を定め、もって工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

2 定義

(1)主任技術者…建設業法第26条第1項に規定する者

受注者（元請負の建設業者）が監理技術者を置く場合を除き、当該工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として置く者。

(2)監理技術者…建設業法第26条第2項に規定する者

受注者が当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）となる場合に、当該工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として置く者。

(3)監理技術者補佐…建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者

主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者で、監理技術者の職務を補佐する者として、受注者が当該工事現場に専任で置く者。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

(4)特例監理技術者…建設業法第26条第3項ただし書きの適用を受ける者

受注者が監理技術者補佐を当該工事現場毎に専任で置いた場合に、複数の工事現場（建設業法施行令第29条により2件の工事まで）を兼務する監理技術者として置く者。

(5)現場代理人…建設業法第19条の2及び契約約款に規定する者

受注者の代理人として工事現場の運営・取締りを行うほか、重要な契約内容の変更や契約解除等を除き、工事の施工に関する一切の事項を処理する者として、受注者が当該工事現場に置く者。

(6)経營業務管理責任者

次に掲げる建設業の区分に応じ、定める者をいう。

- ①一般建設業 建設業法第7条第1号に該当する者

②特定建設業 建設業法第 15 条第 1 号に該当する者

(7)営業所の専任技術者

次に掲げる建設業の区分に応じ、定める者をいう。

- ①一般建設業 建設業法第 7 条第 2 号に該当する者
- ②特定建設業 建設業法第 15 条第 2 号に該当する者

(8)専任

他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事すること。(当該工事現場への常駐を必要とするものではない。)

(9)常駐

現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること。

3 主任技術者・監理技術者(特例監理技術者)等の配置要件

主任技術者・監理技術者(特例監理技術者)・監理技術者補佐は、法令で定める要件を満たし、かつ次の契約の区分ごとに定める日において、受注者との直接的な雇用関係が3か月以上継続している者でなければならない。

- ①一般競争入札 入札参加資格確認申請書の提出期限の日
- ②指名競争入札 入札日
- ③随意契約 見積書の提出があった日

4 主任技術者等の専任(常駐)について

(1)主任技術者等の専任(常駐)の区分

受注者が主任技術者・監理技術者(特例監理技術者)・現場代理人を専任(常駐)で置かなければならない区分は、下表のとおりする。

なお、付帯工事については当該本体工事と同一の工事とみなし、下表は適用しない。

<主任技術者(※1)>

請負代金額	専任区分
4,000 万円(建築一式工事にあつては、8,000 万円)以上	専任 ただし、特定の工事(※2)の場合は、原則 2 件の工事まで兼務可(注)要件を満たしている場合であっても、市長が工事の品質確保及び安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務不可。
4,000 万円(建築一式工事にあつては、8,000 万円)未満	非専任(兼務可・届出不要)

※1 主任技術者

単価契約の工事における主任技術者は、請負代金額にかかわらず非専任（兼務可）とし、「9 兼務に関する手続きについて」に示す『主任技術者兼務届出書』の提出は不要とする。

※2 特定の工事

次の①②のいずれにも該当する工事。

①密接な関係にある工事で、次のいずれかに該当するもの

- ア 工作物に一体性又は連続性が認められること。
- イ 相互の工事の資材を一括して調達すること。
- ウ 工事の相当部分を同一の下請業者が施工すること。

②兼務する工事現場が2件とも上尾市内である場合、または工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の場所（工事現場が同一の場所である場合を含む。）において、同一の受注者が施工する工事

< 監理技術者・特例監理技術者 >

	専任区分
監理技術者	専任 ただし、請負代金額が4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）未満の場合は、非専任
特例監理技術者	次のいずれの要件も満たす場合は、2件の工事まで兼務可 <ul style="list-style-type: none"> ・設計金額（税込）が1億5,000万円未満であること。 ・監理技術者補佐を専任で配置すること。 ・特例監理技術者が兼務する工事現場が2件とも上尾市内であること、または相互の間隔が概ね10km以内であること。 ・特例監理技術者が兼務する工事の発注者から、兼務することについて了解が得られていること。 ・特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。 ・特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。 ・監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 注)要件を満たしている場合であっても、市長が工事の品質確保及び安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でない判断した場合は、兼務不可。

< 現場代理人(※) >

常駐区分
常駐 ただし、次のいずれの要件も満たす場合は、3件の工事まで兼務可 <ul style="list-style-type: none"> ・国、県又は上尾市が発注する工事であること。 ・工事場所が上尾市内であること。 ・契約当初の請負代金の総額が4,000万円（建築一式工事にあっては、8,000万円）未満である

こと。

注)要件を満たしている場合であっても、市長が工事の品質確保及び安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務不可。

※ 現場代理人

単価契約の工事における現場代理人は、請負代金の総額にかかわらず非専任（兼務可）とし、「9 兼務に関する手続きについて」に示す『現場代理人兼務届』『現場代理人の兼務届及び照会兼回答書』の提出は不要とする。

(2)主任技術者等の専任（常駐）を要しない期間

「(1)主任技術者等の専任（常駐）の区分」にかかわらず、次のいずれかに該当する期間は、主任技術者・監理技術者（特例監理技術者）・現場代理人の専任（常駐）を要しない。

- ①請負契約の締結後から現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等の開始等の現場施工に着手するまでの期間
- ②工事用地等の確保の未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機等の工場製作を要する工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④工事完成後、工事検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。
ただし、上尾市の都合により、工事検査が工事完成通知を受領した日から 15 日以上経過した後に実施される場合にあつては、市が指定する期間
- ⑤下請業者にあつては、当該下請工事を実際に施工しない期間

※①から③までに定める期間について、上尾市及び受注者は打ち合わせ記録等の書面により明確にするものとする。

5 主任技術者・監理技術者(特例監理技術者)と現場代理人の兼務

主任技術者・監理技術者（特例監理技術者）と現場代理人の兼務については、下表のとおりとする。

		現場代理人との兼務
主任技術者・監理技術者	請負代金が 4,000 万円（建築一式工事にあつては、8,000 万円）以上	同一の契約に限り 1 件のみ兼務可
	請負代金が 4,000 万円（建築一式工事にあつては、8,000 万円）未満	1 件のみ兼務可 ただし、4-(1) 現場代理人の常駐区分の「3 件の工事まで兼務可」に該当する場合は、3 件の工事まで主任技術者と現場代理人の兼務を可とする。
特例監理技術者		同一の契約に限り 1 件のみ兼務可

6 経營業務管理責任者と主任技術者等の兼務

経營業務管理責任者が、主任技術者・監理技術者（特例監理技術者）・現場代理人を兼務するときは、次のいずれの要件にも該当しなければならない。ただし、要件に該当する場合であっても、市長が安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めないものとする。

また、現場代理人については、兼務することができるのは1件の工事のみとする。

- ①請負代金額が4,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）未満の工事であること。
- ②受注者と経營業務管理責任者が直接的かつ恒常的な雇用関係であること。（経營業務管理責任者が事業主の場合を除く。）
- ③本店、支店又は営業所が上尾市内にあり、工事現場と本店、支店又は営業所との間で常時連絡をとることのできる体制であること。

7 営業所の専任技術者と主任技術者等の兼務

営業所の専任技術者が、主任技術者・監理技術者（特例監理技術者）・現場代理人を兼務するときは、次のいずれの要件にも該当しなければならない。ただし、要件に該当する場合であっても、市長が安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めないものとする。

また、現場代理人については、兼務することができるのは1件の工事のみとする。

- ①請負代金額が4,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）未満の工事であること。
- ②営業所の専任技術者が属する本店、支店又は営業所において請負契約が締結された工事であること。
- ③本店、支店又は営業所が上尾市内にあり、工事現場と本店、支店又は営業所との間で常時連絡をとることのできる体制であること。

8 主任技術者等の途中交代

適正な施工を確保するため、工期途中における主任技術者・監理技術者（特例監理技術者）・現場代理人の変更は、原則として認めない。

ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合、または次の事由に該当しており、交代する技術者が同等以上の技術力を有していると市長が認めた場合は、変更を認めるものとする。

- ・受注者の責によらない契約事項の変更が生じたとき（例：災害の発生や発注者の都合により工期が延長された場合 等）
- ・工事工程上、技術者の交代が合理的なとき（例：工場から現地へ工事の現場が移行する場合 等）

なお、変更する際は「現場代理人等変更届」を提出すること。

9 兼務に関する手続きについて

本基準に基づく兼務を行おうとする時は、市長に下表の書類を提出すること。

なお、各書類は、一般競争入札にあっては落札候補者となったとき、指名競争入札・随意契約の場合にあっては受注者となったときに、速やかに提出すること。

	主任技術者	監理技術者	特例監理技術者	現場代理人
主任技術者	・現場代理人等通知書 (・主任技術者兼務届出書※1)			現場代理人等通知書
監理技術者				現場代理人等通知書
特例監理技術者			・現場代理人等通知書 ・特例監理技術者の配置に関する届出書	現場代理人等通知書
現場代理人	現場代理人等通知書	現場代理人等通知書	現場代理人等通知書	・現場代理人等通知書 ・現場代理人兼務届 ・現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書 ※2
経營業務管理責任者	現場代理人等通知書			現場代理人等通知書
営業所の専任技術者	現場代理人等通知書			現場代理人等通知書

※1 請負代金額が 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上の工事で主任技術者の兼務を行うときは、市に主任技術者兼務届出書を提出すること。（請負代金額が 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）未満の工事は、提出不要。）

また、既に主任技術者として配置されている国または県の別の工事の発注者に、市長に提出した書類の写しを提出すること。（別の工事の発注者が上尾市の場合は、写しの提出は不要。）

※2 国又は県が発注する工事の現場代理人の兼務を希望する受注者は、市長に「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」を提出すること。